

事 務 連 絡
平成 18 年 4 月 26 日

各都道府県障害程度区分担当係長 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係長

障害程度区分関係資料の配付について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。
とございます。

さて、障害程度区分の市町村審査会における2次判定に関して、考慮事項の範囲がわかりにくい等の御指摘を受けていることを踏まえ、説明資料を作成しましたので、認定調査員や市町村審査会委員に対する講習会等の際にご活用いただくとともに、市町村審査会において適切な障害程度区分認定が行われるよう管内市町村への周知をよろしく申し上げます。

関係資料

- ・ 市町村審査会の運営について（平成18年3月17日障発第0317006号障害保健福祉部長通知
- ・ 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について（平成18年3月17日付事務連絡）

【連絡先】

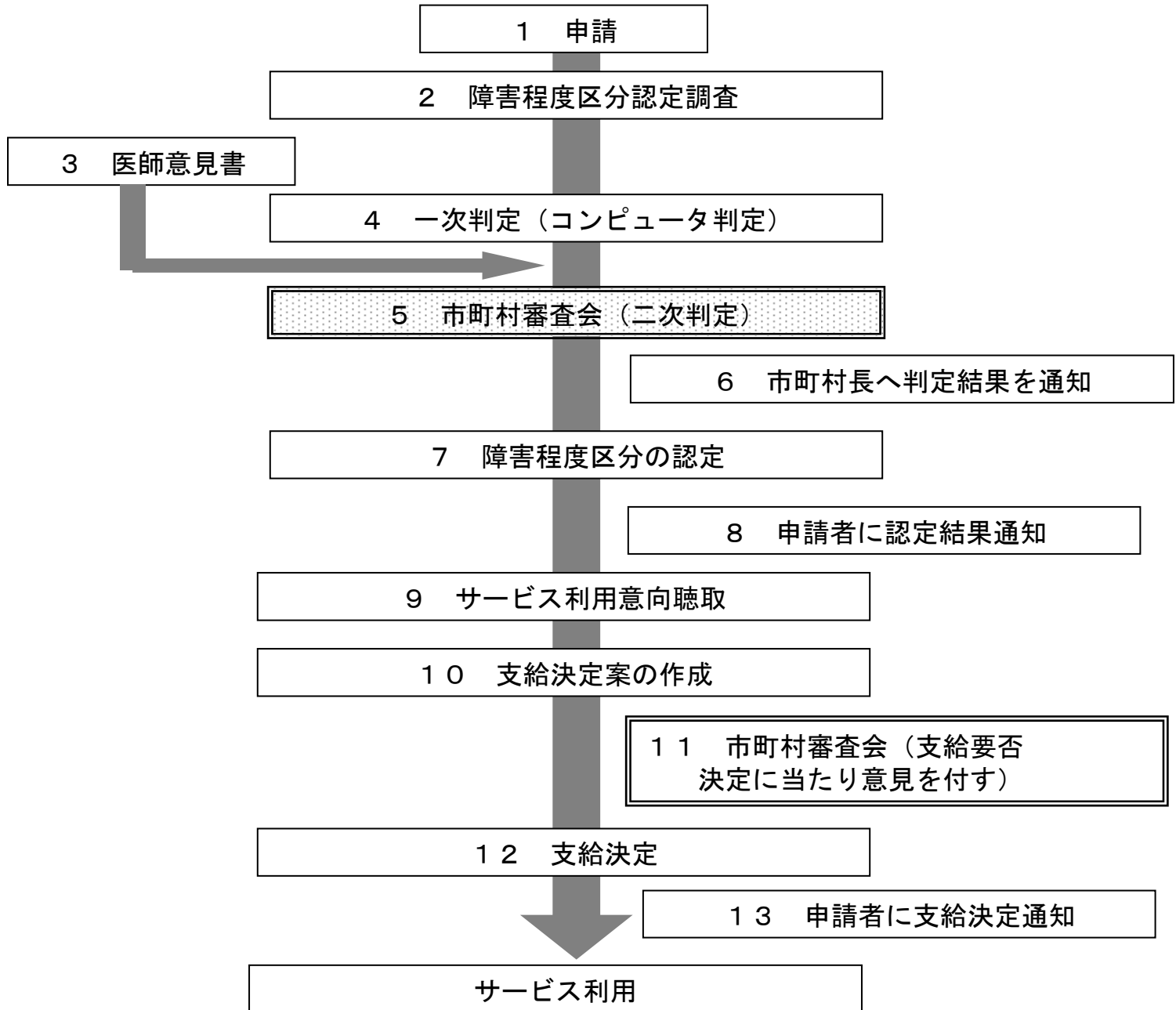
厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課 障害程度区分係
佐藤、武田

TEL 03-5253-1111（内線 3026）

FAX 03-3593-2008

市町村審査会における二次判定について

支給決定の流れ(介護給付の場合)



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で非該当の場合

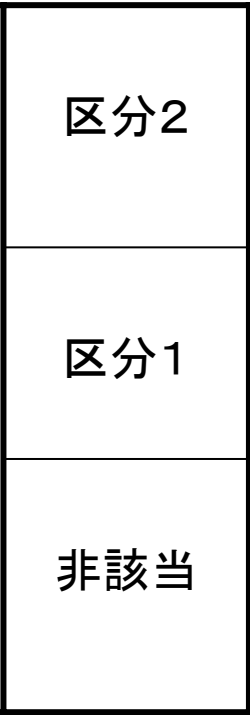
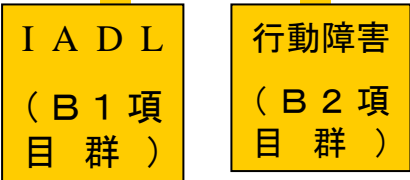


プロセス I

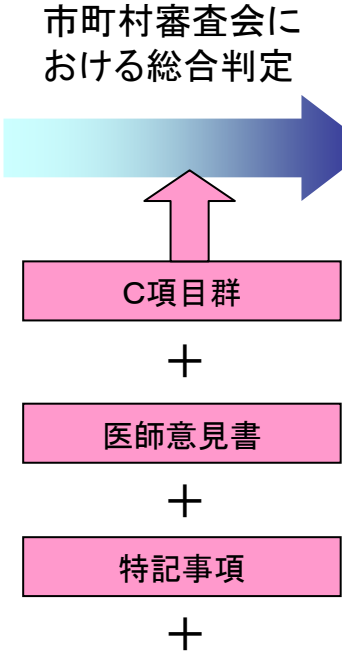
79項目 (A項目群)



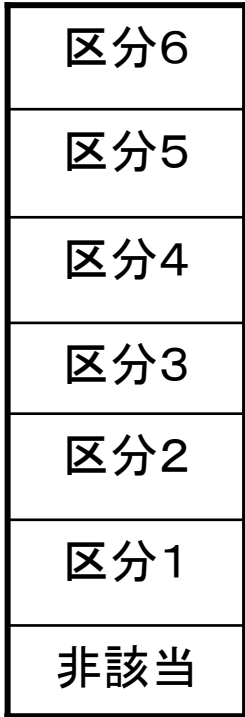
プロセス II



プロセス III



A、B1、B2項目群 (この項目のみでの変更は不可)



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で区分1以上の場合



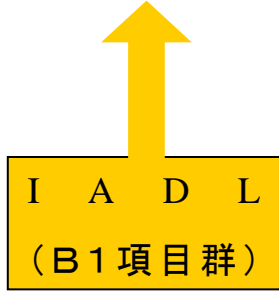
プロセス I

プロセス II

プロセス III

79項目 (A項目群)

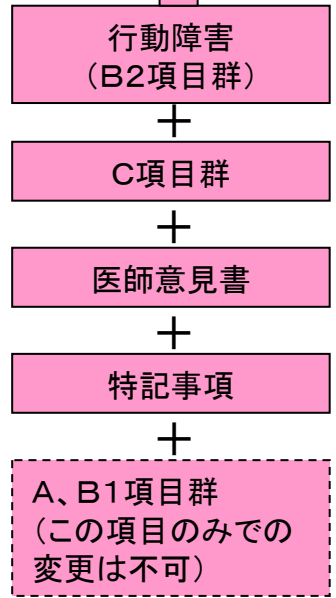
区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1



区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1



市町村審査会における総合判定



区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1
非該当

プロセスと項目群

【プロセス】

プロセスⅠ・・・79項目(要介護認定調査項目)に関する判定(一次判定):障害程度区分基準時間を算出

プロセスⅡ・・・IADLスコア及び行動障害スコア※による区分変更に関する判定(一次判定) ※行動障害スコアは、プロセスⅠで非該当の場合のみ考慮

プロセスⅢ・・・障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

【項目群】

A項目群・・・障害程度区分基準時間の区分に関連する項目	79項目
B1項目群・・・調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目	7項目
B2項目群・・・多動やこだわりなど行動障害に関する項目	9項目
C項目群・・・	
①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目	8項目
②言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目	2項目
③文字の視覚的認識使用に関する項目	1項目
	合計11項目

二次判定の検討のポイント

- ① 一次判定結果を原案として、特記事項、医師意見書、項目群の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを判断する。

※ 下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められず、他の事項の内容との関連を総合的に勘案することとなる。

- ・プロセス I で非該当となった場合

 - A項目群、B1項目群及びB2項目群の項目のみによる変更は不可

- ・プロセス I で区分1以上となった場合

 - A項目群及びB1項目群の項目のみによる変更は不可

- ② その際、区分変更の例(試行事業の二次判定において区分変更された例)等を参考指標として利用する。

市町村審査会において有効期間と意見を付する場合

○ 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点

認定の有効期間(3年間)をより短く設定するかどうかの検討

- ・身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかわる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合

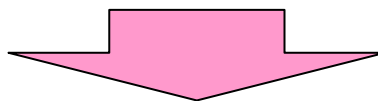


障害程度区分の再認定の具体的な期間(3ヶ月以上)を示す

○ サービスに関して意見を付する場合

障害程度区分の判定では非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができる。

(問) 一次判定のプロセスⅠ、プロセスⅡで評価されている認定調査項目について、二次判定で評価することはできないのか。



1. 二次判定は、一次判定結果を原案として、項目群、特記事項、医師意見書の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを総合的に判断することとなる。
2. その際、下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められない。
 - (1) プロセスⅠで非該当となった場合に係るA項目群、B1項目群及びB2項目群の項目
 - (2) プロセスⅠで区分1以上となった場合に係るA項目群及びB1項目群の項目
3. しかしながら、2の項目については、二次判定段階では、他の事項(2(2)に係るB2項目群、C項目群、特記事項、医師意見書)の内容との関連を総合的に勘案することとなる。
→ P4、P5を参照

区分変更の例

非該当 → 区分1

(事例)

○60歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセス I	プロセス II	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
複雑動作		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	
特別介護		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
身の回り		
5-1ア.	口腔清潔	一部介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	
5-2ア.	上衣の着脱	
5-2イ.	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	
5-4	金銭の管理	
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	
意思疎通		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア	意思の伝達	
6-4ア	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	
7キ	同じ話をする	
7ク	大声を出す	
7ケ	介護に抵抗	
7コ	常時の徘徊	
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	
7ス	1人で出たがる	
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	
9-4	洗濯	
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	

B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	
7ニ	不安定な行動	
7ヌ	自ら叩く等の行為	
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-1イ	独自の意思伝達	
6-4-1イ	説明の理解	
7フ	過食、反すう等	
7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

区分変更の例

区分3 → 区分4

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
 ○身長145cm、体重78kgと肥満である。
 ○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分3	区分3
障害程度区分基準時間:	60.9分	区分4

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ 作話			
	麻痺(右-上肢)			7 ウ 幻視幻聴			
	麻痺(左-下肢)			7 エ 感情が不安定			
	麻痺(右-下肢)			7 オ 昼夜逆転			
	麻痺(その他)			7 カ 暴言暴行			ある
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ 同じ話をする			ある
	拘縮(肘関節)			7 ク 大声を出す			ときどきある
	拘縮(股関節)			7 ケ 介護に抵抗			ある
	拘縮(膝関節)			7 コ 常時の徘徊			ある
	拘縮(足関節)			7 サ 落ち着きなし			
	拘縮(その他)			7 シ 外出して戻れない			ある
移動				7 ス 1人で出たがる			
2-1	寝返り			7 セ 収集癖			
2-2	起き上がり			7 ソ 火の不始末			
2-3	座位保持			7 タ 物や衣類を壊す			
2-4	両足での立位			7 チ 不潔行為			
2-5	歩行			7 ツ 異食行動			ときどきある
2-6	移乗			7 テ ひどい物忘れ			
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身		全介助	8-4	stomach の処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1ア	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ	皮膚疾患		ある	8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取		見守り等	8-9	経管栄養		
4-4	飲水		見守り等	8-10	モニター測定		
4-5	排尿		見守り等	8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便		一部介助	8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア	口腔清潔		全介助	9-1	調理		全介助
5-1イ	洗顔		全介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-1ウ	整髪		全介助	9-3	掃除		全介助
5-1エ	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		全介助
5-2ア	上衣の着脱		一部介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-2イ	ズボン等の着脱		一部介助	9-6	買い物		全介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-4	金銭の管理		全介助	B2項目群			
5-5	電話の利用		全介助	7ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定		できない	7ナ	多動・行動停止		ほぼ毎日
意思疎通				7ニ	不安定な行動		希にある
6-1	視力			7ヌ	自ら叩く等の行為		ほぼ毎日
6-2	聴力			7ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア	意思の伝達		ほとんど不可	7ノ	興味等による行動		希にある
6-4ア	指示への反応		ときどき通じる	7ハ	通常と違う声		希にある
6-5ア	毎日の日課を理解		できない	7ヒ	突発的行動		
6-5イ	生年月日をいう		できない	7ホ	反復的行動		
6-5ウ	短期記憶		できない	C項目群			
6-5エ	自分の名前をいう		できない	6-3-1	独自の意思伝達		ときどきできる
6-5オ	今の季節を理解		できない	6-4-1	説明の理解		ときどきできる
6-5カ	場所の理解		できない	7フ	過食、反すう等		希にある
3 中間評価項目得点表				7ヘ	憂鬱で悲観的		
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	77.0	58.4	7ミ	意欲が乏しい		
				7ム	話がまとまらない		
				7メ	集中力が続かない		ある
				7モ	自己の過大評価		
				7ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5